



## 投・開票日は7月7日（日）です 鳩山町長選挙のお知らせ

令和6年7月15日の任期満了に伴う、鳩山町長選挙の主な日程は次のとおりです。

月日	時間	内容	場所
5月30日（木）	午後2時から	立候補予定者説明会	役場3階301会議室
6月25日（火）	午前10時～正午	立候補届出関係書類の事前審査	役場3階301会議室
7月2日（火）	午前8時30分～午後5時	告示日 立候補届出の受付	役場3階305・306会議室
7月3日（水）～ 7月6日（土）	午前8時30分～午後8時	期日前投票・不在者投票受付期間	役場1階ホール
7月7日（日）	午前7時～午後8時	投票	各投票所
	午後9時から	開票	役場3階305・306会議室

■問合せ 町選挙管理委員会(役場総務課) ☎ 296-1214、FAX296-2594



## はとやま健康向上委員会委員を公募します

はとやま健康向上委員会は、町長の諮問に応じ町の健康づくりに関する計画の策定及び推進等に関して必要な調査と審議を行う機関です。住民参加による健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、委員を公募します。

■応募資格 次の(1)～(5)すべてに該当の方

- (1)本町に引き続き1年以上住所を有する方
- (2)令和6年4月1日現在において、満18歳以上の方
- (3)応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
- (4)原則として、審議会等の公募委員就任回数が、過去5回以上でない方
- (5)健康づくりに興味のある方

■募集人数 6人(男性3人、女性3人)

■任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日(年4回程度会議を開催。報酬なし。)

■応募方法 町保健センター・役場東出張所に備えてある応募用紙、または町ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を明記し、4月24日（水）（必着）までに、各窓口へ持参（土・日・祝日を除く午後5時15分まで）・郵送のいずれかの方法でご提出ください。※郵送の場合は町保健センターあてにお願いします。

■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。公開抽選を実施する場合は応募者にご連絡しますので、立ち会いをお願いします。

■公開抽選 4月25日（木）午前9時から、町保健センターで行います。

■問合せ 〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1 鳩山町保健センター ☎ 296-2530

## 企業版ふるさと納税による寄附をいただきました

鳩山町の地方創生事業に対して、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。温かいご寄附、誠にありがとうございました。

■企業名 協同組合情報センター

■所在地 埼玉県さいたま市中央区本町東3-13-20


■寄附をいただいた対象事業 地域ブランドの創出

■企業名 株式会社 basis

■所在地 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア37階

■寄附をいただいた対象事業 英語教育、特色ある教育の推進

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

 協同組合情報センター ◀協同組合情報センター様ロゴマーク

 BASIS ◀株式会社 basis 様ロゴマーク



## 埼玉県内で一番安い介護保険料です！ 令和6年度から介護保険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要になったときにサービスを利用できるように社会全体で支える仕組みです。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、サービス基盤の整備状況やサービス利用の見込みに応じて、市町村ごとに基準額を決めており、3年ごとに見直しています。

介護保険料の見直しについては、介護サービスを利用する方の推移などから、令和6年度から令和8年度までの3年間のサービスの種類や程度を見込み、そのために必要となる費用総額の概ね23%を65歳以上

の方の人数で割り返して、一人当たりの負担額(基準額)を決定したものです。

これまで町民の皆さまとともに健康づくりに取り組んでまいりましたが、高齢化に伴う介護給付費の増加により、介護保険料を下記のとおり改正しました。

皆さんが納める介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1210

※基準額は、下表「所得段階別 年間保険料額」の第5段階の保険料に相当します。

令和6年度～令和8年度(第9期)基準額：4,300円(月額)

○所得段階別 年間保険料額 保険料は被保険者や世帯の課税状況に応じて13段階に分けられます

所得段階	対象者	(低所得者軽減)	[参考] 第8期
		年間保険料額	年間保険料額
第1段階	生活保護世帯等、世帯全員が住民税非課税(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	(14,700円)	22,800円
		23,500円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下)	(25,000円)	34,200円
		35,400円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税(第2段階に該当しない方)	(35,400円)	34,200円
		35,600円	
第4段階	世帯の誰かに課税、本人は住民税非課税(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	46,400円	41,000円
第5段階	世帯の誰かに課税、本人は住民税非課税(第4段階に該当しない方)	51,600円	45,600円
第6段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が120万円未満)	61,900円	54,700円
第7段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満)	67,100円	59,200円
第8段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満)	77,400円	68,400円
第9段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満)	87,700円	77,500円
第10段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満)	92,900円	82,000円
第11段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満)	98,000円	82,000円
第12段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満)	103,200円	82,000円
第13段階	本人が住民税課税(前年の合計所得金額が680万円以上)	108,400円	82,000円

## マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書に関する相談・手続きを行っています。

令和6年6月以降は、事前予約が必要になります。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へ電話してください。ご予約の際には、ご希望の時間帯(午前中のみ)とお手続

き内容をお伝えください。

◆4～6月 休日臨時開庁日

■日程 4月14日(日)、5月11日(土)、6月9日(日) ■時間 午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※令和6年6月以降は、予約があった日(及び予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。



## 住宅の改修(リフォーム)や除却に係る費用を補助します！

各補助金の詳細は町ホームページをご覧ください。

	現在のお住まいをリフォームする場合	空き家をリフォームする場合	老朽空き家の除却や家財処分する場合
補助対象者	補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方	補助対象となる空き家に居住しようとする所有者または入居者	老朽空き家の所有者または相続人
補助対象費用	町内業者が行う20万円以上(税別)の個人住宅の改修(リフォーム)工事	対象物件の改修(リフォーム)工事及び工事に併せた家財処分費用	敷地内の補助対象物件の除却工事及びその工事に併せた家財処分費用
補助金額	改修(リフォーム)工事に要した費用の5%に相当する金額(上限:10万円)	・改修(リフォーム)工事に要した費用の2分の1に相当する金額(上限:20万円) ・改修(リフォーム)工事に併せて家財処分に要した費用の2分の1に相当する金額(上限:10万円)	・除却工事の1/2に相当する金額(上限:50万円)※居住誘導区域以外の区域は上限:30万円 ・除却工事に併せて家財処分に要した費用の1/2に相当する金額(上限:10万円)
書類提出先・問合せ	年度内で2回に分けて申請を受付 上半期:4月11日(木)～4月24日(水)午後5時まで 下半期:9月2日(月)～9月17日(火)午後5時まで 役場産業振興課(庁舎3階) ☎ 296-5895	役場地域創生環境課(庁舎2階) ☎ 296-5894	役場まちづくり推進課(庁舎1階) ☎ 296-5893
	その他条件必要書類等は右記の二次元コードからご覧ください。	その他条件必要書類等は右記の二次元コードからご覧ください。	その他条件必要書類等は右記の二次元コードからご覧ください。

## 泉井交流体験エリア 農業体験事業を実施します！

泉井交流体験エリアでは、お子さま連れやご家族・ご友人同士で参加できる農業体験事業を計画しています。農業体験事業では、近隣農場での収穫体験のほか、収穫したての農作物を使用した加工体験等を実施する予定です。

主な予定事業は下記のとおりです。各体験事業の参加費用、申込方法などは、事業開催月(または前月)の広報はとやまに掲載する予定です。収穫を体験してみたい方や農産物の加工に興味のある方はぜひご参加ください。

■主な予定事業

【令和6年】(4月)町内産の野菜パウダーとドライトマトを使ったパン作り体験、(6月)じゃがいもの

収穫体験、あなず畑の見学・加工体験、(7月)町内産の米糀を使った甘酒・糀ローション作り体験、(9月)全粒粉を使ったクッキー作り体験、(10月)長ネギ、枝豆の収穫・加工体験、(11月)金胡麻の唐箕・加工体験

【令和7年】(1月)町内産の長ネギを使った加工体験、(2月)大豆を使った味噌作り体験、(3月)大豆を使った味噌作り体験

※取り扱う農作物は、気候等の条件により変更する場合があります。

■問合せ 役場産業振興課 ☎ 296-5895

泉井交流体験エリア指定管理者 ☎ 298-8899

## 令和6年7月1日採用予定 鳩山町職員を募集します

- 募集職種 一般行政職(社会福祉士)
- 人数 2名程度
- 受験資格 昭和50年4月2日以降生まれで社会福祉士の資格を有する方(精神保健福祉士資格を併せて有する方の採用を優先)
- 試験日程・場所(予定)【一次(SPI3)】令和6

年4月15日(月)～5月10日(金)・関東地区内会場、【二次(面接)】5月22日(水)・鳩山町役場

■受付期間 4月30日(火)まで(詳細は町ホームページの受験案内を参照)

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214





## 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します！

児童と高齢者の自転車用ヘルメットの着用の促進を目的として、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

■対象者 ヘルメット購入時において、小学校6年生以下の児童の着用するヘルメットを購入した保護者の方または自ら着用するヘルメットを購入した65歳以上の高齢者で、次の①・②のいずれにも該当しない方  
①町税等を滞納していない者

②本人及びその属する世帯の構成員に鳩山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者がいない方

■対象物件 次の①から⑤のいずれかの認証を受けた新品の自転車用ヘルメット

- ①一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- ②公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- ③欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- ④ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合すること

を認証したGSマーク  
⑤米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

■対象費用 ヘルメットの購入費用(配送料、手数料その他ヘルメット以外の用品に係る費用は除く)  
※令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。

■補助金額 対象費用の2分の1の額(百円未満切捨て、2,000円限度、1人につき1回限り)

■必要書類【申請受付時に必要な書類】  
※下記以外にも提出が必要となる場合があります。

- ①鳩山町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書
- ②ヘルメット購入に係る領収書(購入日、購入業者名、購入品名及びヘルメットの購入費が確認できるもの)
- ③ヘルメットの安全性について「対象物件」に記載の認証を受けていることが確認できるものの写し

■書類提出先・問合せ  
役場地域創生環境課(庁舎2階) ☎ 296-5894



## 防災行政無線の内容をもう一度確認したい場合

防災行政無線の放送は、気象状況(大雨や暴風)や環境の違い(家の構造や周辺の交通量など)によって聞き取りにくいことがあります。もう一度放送内容を確認したいという場合には、電話やメールで確認することができます。災害時以外の放送でも利用できますので、ぜひご利用、ご登録ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

■電話での確認(フォロー電話)

☎ 0800-800-0799 (フリーアクセス)

※携帯電話、IP電話からはご利用できません。

※携帯電話等から確認する場合は、☎ 049-296-2573 (有料)をご利用ください。

※放送直後はアクセスが集中し、電話が繋がらない場合があります。繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

※西入間広域消防組合が放送する火災情報は、☎ 049-280-4333 (有料)をご利用ください。

■メールでの確認(防災情報メール配信サービス)

あらかじめ登録したメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせします。

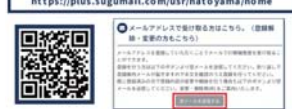
### 【登録の方法】

お手持ちの携帯電話等から下記のQRコードを読み取り、サイトにアクセスし、空メールを送ってください。メールが届くので、メールに記載されたURLにアクセスすると登録手続きができます。登録手続きの際、配信カテゴリを選択する画面では、「防災」を選択してください。※空メールが送れない場合は、「t-hatoyama@sg-p.jp」にメールを送ってください。

※携帯電話に登録される方で、ドメイン指定受信などを設定されている方は、空メールを送信する前に【@sg-m.jp】のドメインから受信できるように設定してください。

※西入間広域消防組合が放送する火災情報等には対応していませんのでご注意ください。

▼PC・スマートフォンの場合  
<https://plus.sugumail.com/ur/hatoyama/home>



▼フィーチャーフォン(ガラケー)の場合  
<https://plus.sugumail.com/m/hatoyama/home>



## 住民税均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰支援給付金を支給します 「鳩山町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金」

### ■支給対象となる世帯

①令和5年12月1日時点で令和5年度住民税均等割のみ課税者だけで構成されている世帯

②令和5年12月1日時点で令和5年度住民税均等割のみ課税者及び非課税者だけで構成された世帯

【以下に該当する方は対象外です】

- ・世帯内に所得割課税相当の収入がある方がいる場合
- ・他市区町村で実施する同等の給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ・世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- ・租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割のみ課税(所得割額が0円)となった方

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

■支給額 1世帯あたり10万円

■申請方法 3月中旬に対象世帯に確認書を送付しました。送付された書類をご確認の上、お早めにお手続きをお願いします。

■申請期限 5月31日(金)まで

※当該給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)」により、差押禁止等及び非課税の対象です。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



## 住民税非課税等の子育て世帯に対し、子育て支援給付金を支給します 「鳩山町住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰支援給付金」

■支給対象となる世帯 以下の①②に該当する世帯のうち、平成17年4月2日以降に生まれたこどものいる世帯の世帯主

①令和5年度物価高騰支援住民税非課税世帯給付金(7万円)を受給した世帯

②鳩山町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金(10万円)を受給する世帯

【以下に該当する方は対象外です】

- ・世帯内に所得割課税相当の収入がある方がいる場合
- ・他市区町村で実施する同等の給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ・世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合

・租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割のみ課税(所得割額が0円)となった方  
※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

■支給額 こども1人あたり5万円

■申請方法 3月中旬に対象世帯に支給のお知らせ等を送付しました。送付された書類をご確認のうえ、申請が必要な場合にはお早めにお手続きをお願いします。

■申請期限 5月31日(金)まで

※当該給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)」により、差押禁止等及び非課税の対象です。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



## 「春の全国交通安全運動」にご協力をお願いします

### 令和6年スローガン

### 人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

町では、交通ルールの遵守と正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を目指しています。

皆さまのご協力をお願いします。

■実施期間 4月6日(土)～15日(月)の10日間

■統一行動日 4月10日(水)自転車の安全利用の日・交通事故死ゼロを目指す日

### ■重点目標

【埼玉県内】

- ①自転車乗用時のヘルメット着用促進
- ②横断歩道における歩行者優先の徹底

【鳩山町内】

- ①交差点事故の撲滅
- ②自転車事故の撲滅(自転車用ヘルメット着用及び自転車保険加入等啓発指導含む)
- ③飲酒運転の撲滅

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894